

# 横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例

平成 26 年 2 月 25 日  
条例第 7 号

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 横浜市いじめ問題対策連絡協議会（第 2 条—第 9 条）
- 第 3 章 横浜市いじめ問題専門委員会（第 10 条—第 16 条）
- 第 4 章 横浜市いじめ問題調査委員会（第 17 条—第 19 条）
- 第 5 章 雑則（第 20 条）
- 附則

## 第 1 章 総則

### （趣旨）

第 1 条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）の規定に基づき横浜市が設置する横浜市いじめ問題対策連絡協議会その他の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 章 横浜市いじめ問題対策連絡協議会

### （設置）

第 2 条 法第 14 条第 1 項の規定に基づき、横浜市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

### （所掌事務）

第 3 条 連絡協議会は、法第 14 条第 1 項に規定するいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとする。

### （組織）

第 4 条 連絡協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる機関に所属する職員その他横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 横浜市立学校
- (2) 教育委員会事務局
- (3) 横浜市が設置する児童相談所
- (4) 横浜地方法務局
- (5) 神奈川県警察

### （委員の任期）

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

#### (会長)

第6条 連絡協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

#### (会議)

第7条 連絡協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、教育委員会が行う。

- 2 連絡協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

#### (関係者の出席等)

第8条 会長は、連絡協議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

#### (庶務)

第9条 連絡協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

### 第3章 横浜市いじめ問題専門委員会

#### (設置)

第10条 法第14条第3項の規定に基づき、横浜市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第11条 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じて、法第1条に規定するいじめの防止等のための対策その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

#### (組織)

第12条 専門委員会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が任命する。

#### (臨時委員)

第13条 教育委員会は、専門委員会に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が任命する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

#### (委員長及び副委員長)

第14条 専門委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第15条 専門委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、教育委員会が行う。

2 専門委員会は、委員（特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項において同じ。）の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 専門委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

#### (準用)

第16条 第5条、第8条及び第9条の規定は、専門委員会について準用する。この場合において、第8条中「会長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。

### 第4章 横浜市いじめ問題調査委員会

#### (設置)

第17条 法第30条第2項の規定に基づき、横浜市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第18条 調査委員会は、市長の諮問に応じて、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

#### (準用)

第19条 第5条、第8条、第9条及び第12条から第15条までの規定は、調査委員会について準用する。この場合において、第8条中「会長」とあるのは「委員長」と、第9条中「教育委員会事務局」とあるのは「市民局」と、第12条第1項中「15人」とあるのは「10人」と、第12条第2項、第13条第1項及び第2項並びに第15条第1項ただし書中「教育委員会」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

### 第5章 雑則

#### (委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、連絡協議会又は専門委員会若しくは調査委員会の運営に関し必要な事項は、会長又は委員長がそれぞれ連絡協議会又は専門委員会若しくは調査委員会に諮って定める。

#### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## **参 考** いじめ防止対策推進法（抜粋）（平成25年9月28日施行）

### （いじめ問題対策連絡協議会）

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 （省略）

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

### （学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2～3 （省略）

### （公立の学校に係る対処）

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による再調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4～5 （省略）